

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

U F J セントラルリース株式会社
総合企画部 主計グループ**企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて**

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付けにてコメントを募集されました企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案) (以下「会計基準案」という) 及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という) につきまして、以下のとおりコメントを提出しますので、是非ご検討の程宜しくお願い申し上げます。

1. 賃貸借処理廃止に対する意見

所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理は、リース取引がわが国に導入されてから約 40 年もの間、企業会計原則にいう「公正妥当な会計慣行」としてリースビジネスとともに定着してきた。

その間、売買処理を採用したと同等の詳細な注記情報を付することにより、財務諸表の国際比較を可能にするなど会計の国際化にも対応してきた。

また、E U の国際会計基準との同等性の評価においては、賃貸借処理を認めている現行のリース会計基準は「同等性あり」との評価を受けた。

一方、現行の国際会計基準は基準の形骸化が問題視され、新たな考え方で基準改訂へ向けてプロジェクトが立ち上げられ、2008 年に論点整理の公表が予定されているとのことである。もし、国際会計基準が改訂され、わが国のリース会計基準も改訂されるとなると、リース取引当事者(財務諸表作成者)は、二度の改訂に対応するためシステム開発費など多大なコストを負わされることになる。

以上のように、わが国の企業会計原則、国際社会からの評価、国際動向などいずれの観点からも、現行のリース会計基準である賃貸借処理をこの時期に廃止する合理性は見当たらない。従って、現行リース会計基準の賃貸借処理は廃止すべきではない。

2. 適用時期について

リース取引は賃貸借契約であるので「リース契約書」には、当然の如く、売買処理に必要な「リース資産の価額」、「利息相当額」の明示はない。従って、借手は売買処理に必要な「資産・負債の金額」及び「利息相当額」を全て推定で算定しなければならないが、その計算は極めて複雑で電卓等での計算は不可能であり、システム開発に頼らざるを得ない。

システム開発をするには、リース会計基準の詳細な運用ルール、税務上の詳細な取扱いが決まらないと着手できない。

売買処理は、わが国ではほとんど採用されたことがなく、公開されている適用指針案・設例だけでは、不十分であり、実務への混乱を回避するためには適用指針の充実、設例の追加、詳細な解説等が必要である。

また、税務上の取扱いにおいても、平成 19 年度税制改正大綱では、基本的な考え方・骨子が示されたに過ぎない。今後の税法・政省令の改正および通達の改正を待たないと詳細は判明できない。それに加え、消費税、地方税（固定資産税など）の取扱いも明確にする必要があるが、今のところ全く不明である。

今後、実務へ定着させるには、会計及び税務の詳細な取扱いの明確化・周知徹底、会計システムへの対応が不可欠であるが、前述した状況からすると平成 20 年 4 月からの強制実施への対応は、実務的には全く不可能であり、適用時期を最低でも 1 年延期すべきである。

3. 実務対応について

2. で指摘したとおり、公開された「会計基準案」及び「適用指針案」だけでは、実務への対応は困難である。また、税制改正大綱で税の取扱いの骨子が公表され、基本的には会計と同じ考え方になっているが、一部については、会計との取扱いに差異がある。リース会計基準見直しの最大の課題の一つが税務との調整ともいわれてきた。従って、会計との差異部分について解決する必要がある。

実務への対応として、税務の取扱いとの重要な差異部分についての調整及び適用指針案の内容の明確化・設例の追加について、次のとおり要望したい。

(1) 税務との調整について

適用初年度の取扱い（適用指針案第 74 項・75 項・76 項・77 項・78 項・79 項）

適用初年度の取扱いについては、適用指針案第 74 項等ではリース取引開始日をベースに会計処理方法が定められているが、税制改正大綱での取扱いは、リース契約締結日がベースとなっている。従って、リース契約締結日をベースとすることも認めるべきである。

貸手の適用初年度の取扱い（適用指針案第 79 項・80 項）

適用指針案第 79 項では、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前（以下「既契約」という）の所有権移転外ファイナンス・リース取引について「賃貸借処理」を認めているが、適用指針案第 80 項で「リース取引を主たる事業としている企業」は適用できないことになっている。

一方、税制改正大綱の取扱いでは、既契約については「賃貸借処理」を継続することになっているので、会計基準においても、全ての企業に「賃貸借処理」を認めるべ

きである。(適用指針案第 80 項の削除)

所有権移転ファイナンス・リース取引の取扱い

所有権移転ファイナンス・リースについては、経済実態が割賦販売と同様な取引であるため、税務上の取扱いも売買となっている。そのため、貸手・借手とも割賦販売としての会計処理(貸手は税務上の延払基準)が会計慣行となって定着している。

従って、貸手の簡便的な取扱いとして税務上の延払基準を認めるべきである。少なくとも、既契約については貸手の勘定科目は割賦販売に区分されており、それを区分するコストを考慮して割賦販売としての会計処理の継続を認めるべきである。

(2) 判定基準 (適用指針案第 9 項)

概ね 90%、75%の「概ね」の表現は曖昧であり、実務で混乱するので削除すべきである。「概ね」を削除できない理由として「潜脱行為に対応するため」との説明であったが、数値基準(90%、75%ルール)を適用する以上、潜脱行為があるかないかにかかわらず、経済実態が同じような取引でも全く異なる会計処理になるのを防止するのは困難である。これは潜脱行為が問題というより、現行会計基準の欠陥である。

このため、国際会計基準審議会と米国財務会計基準審議会が共同プロジェクトを立ち上げ、現行基準の部分修正ではなく、全く新しい考え方で基準改訂を進めようとしているのである。

むしろ、「概ね」があるため、同一取引が判断によって、ファイナンス・リースになったり、オペレーティング・リースになったりしたり、判断に時間・事務コストがかかりかねない。「概ね」を削除すればこのような弊害はなくなる。従って、「概ね」は実務を混乱させるだけで実益がないため削除すべきである。

(3) リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱いの明確化 (適用指針案第 30 項・31 項・32 項)

適用指針案第 31 項により算定された比率(以下「リース比率」という)が、10%未満の場合には、支払リース料の処理及び利息相当額の各期への配分について、適用指針案第 22 項、23 項(以下「原則法」という)の定めによらず、適用指針案第 30 項の方法(以下「簡便法」という)を適用することができることになっており、原則法と簡便法の選択適用が可能となっている。

そこで、リース比率が変動したことなどにより、「簡便法」から「原則法」又は「原則法」から「簡便法」に変更する場合の会計処理についてどのようにするのか、例を示すなどして明確にしていきたい。

適用指針案第 32 項では、リース比率の算定方法について、「連結財務諸表においては、

連結財務諸表の数値を基礎として見直すことができる」ことになっているが、この規定は具体的にはどのようなケースを想定しているのか例を示すなどして明確にしたい。

例えば、連結財務諸表ではリース比率が10%未満、子会社の個別財務諸表では10%以上となるケースで、連結財務諸表は「簡便法」を適用した場合に、「原則法」を適用した子会社の財務諸表を「簡便法」に連結修正するのか、子会社は最初から「簡便法」を採用してよいのか、もしくは、原則法を適用した子会社の財務諸表をそのまま連結するのか、いずれの方法で連結財務諸表を作成するのか明確にしたい。

(4) 設例の追加・修正

転貸リース取引の追加

適用指針案第108項では、転貸リースの場合、「貸借対照表上はリース債権とリース債務の双方は計上するが、減価償却費、支払利息、売上高、売上原価等の損益に係わる処理は要しないと考えられる。」と表現されており、会計基準の方法とは異なると考えられるので設例がないと実務が混乱する。メーカー・ディーラーなどがリース会社と提携して取り組むリース形態として「転貸リース」は通常取引として一般化しているので、転貸リースの会計処理の明確化のニーズも多く是非、設例の追加をお願いしたい。

リース料を毎月支払う場合の追加

設例は全て、6か月毎のリース料支払いを前提に会計処理が示されているが、一般的にはリース料は月単位での約定となっており、その収益・費用計上は月単位が会計慣行となっている。

一般的な月払いのリース取引での設例でもって会計処理を示していただきたい。この場合、売買処理における利息相当額の認識については月割りが日割りが、未収、未払、前払、前受の計算方法についても明確になるように、リース料の支払日（回収日）を末日以外（例えば15日）でお願いしたい。

設例3 残価保証（借手）のある場合の修正

リース債務の返済スケジュールによると、残価保証額（5,000千円）についても現在価値に割り引いてあるが（4,788千円）、借手の残価保証額が債務金額（5,000千円）となるように返済スケジュールを修正すべきである。リース期間終了時に貸手・借手が債権・債務として認識すべき金額は残価保証額であるので、設例のリース料の返済スケジュールの債務残高（元本）を残価保証額とするのが合理的である。

なお、設例1の5「貸手の見積残存価額のある場合」の回収スケジュールでは見積残存価額（4,000千円）が元本となっている。

以 上